

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	明石市 軽自動車税課税に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、軽自動車税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

明石市長

## 公表日

令和6年8月9日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税課税に関する事務
②事務の内容	<p>軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。</p> <p>① 原動機付自転車や小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車、再交付)を受付ける。            ② 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車に係る報告(登録、変更、廃車)を受受する。            ③ 賦課決定及び更正を行い、税額決定通知書を送付する。            ④ 減免事由に該当する場合は、減免申請書を受付け減免を行う。また、課税免除事由に該当する場合は、課税免除を行う。            ⑤ 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、申告済証、廃車証明書を交付する。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	<p>① 課税対象車両管理機能 賦課期日現在において、課税対象となる車両及び納税義務者に関する情報を管理する機能。</p> <p>② 課税情報管理機能 賦課決定及び賦課更正に係る情報を管理する機能。</p> <p>③ 帳票発行機能 納税証明書、継続検査用納税証明書、申告済証、廃車証明書を発行する機能。</p> <p>④ 統計機能 調定や統計に係る資料を作成する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>







## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内を主たる定置場所とする又は定置場所としていた軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型特殊二輪車・三輪以上の軽自動車)に係る納税義務者及びその書類送付先設定者。
その必要性	軽自動車税の適正な課税事務のために、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	(※)軽自動車税情報ファイルに個人番号は保有しないが、軽自動車税システムにおいて、個人コードと紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報ファイルとして定義している。 <識別情報> ・対象者を正確に特定するために記録する。 <連絡先等情報> ・税額通知の送付先の把握のために記録する。 <業務関係情報> ① 地方税関係情報:対象車両の特定及び軽自動車税を賦課決定・賦課更正するために記録し、納税通知・証明書等を発行するために記録する。 ② 障害者福祉関係情報:障害減免の適用状況を把握するために記録する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務局税務室市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、障害福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 一般社団法人全国軽自動車協会連合会本部、一般社団法人全国軽自動車協会連合会兵庫事務所 ) <input type="checkbox"/> その他 ( 兵庫県市長会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
③使用目的 ※	軽自動車税の適正な課税事務を効率的に行う。証明書の発行を行う。	
④使用の主体	使用部署	市民税課、あかし総合窓口、各市民センター、各サービスコーナー(証明書業務)
	使用者数	<div style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</div> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div>1) 10人未満</div> <div>2) 10人以上50人未満</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div>3) 50人以上100人未満</div> <div>4) 100人以上500人未満</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div>5) 500人以上1,000人未満</div> <div>6) 1,000人以上</div> </div>
⑤使用方法	<p>① 車両情報等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車や小型特殊自動車の登録管理</li> <li>・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の登録管理</li> <li>・車両台帳から車両番号、車種、所有者等の参照</li> </ul> <p>② 軽自動車税の課税事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初課税処理を行い、納税義務者へ宛名情報を基に納税通知書の発送</li> <li>・賦課更正処理を行い、納税義務者へ宛名情報を基に納税通知書の発送</li> <li>・返戻された納税通知書の調査、納税通知書を再発送</li> </ul> <p>③ 軽自動車税減免、課税免除事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両情報と障害者手帳等を基に減免情報の管理</li> <li>・車両情報等を基に課税免除情報の管理</li> </ul> <p>④ 課税資料の転送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市で收受した課税資料のうち、他自治体で課税すべき資料を回送</li> </ul> <p>⑤ 各種証明書の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、申告済証、廃車証明書を発行</li> </ul>	
情報の突合	賦課資料情報と住民票関係情報、他自治体または情報提供ネットワークシステムから入手した情報を突合して賦課決定等を行う。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	個人市県民税等システム構築・運用業務	
①委託内容	・軽自動車税システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う軽自動車税システムの改修	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取り扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑥再委託事項	軽自動車税課税システムの運用保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 2 ) 件 [ ] 行っていない
移転先1	生活福祉課
①法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番23、項番95 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付、配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	軽自動車税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」に挙げた事務に関する対象者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 本市事務室における端末操作 )
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度。
移転先2	納税課
①法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24
②移転先における用途	地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③移転する情報	軽自動車税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」に挙げた事務に関する対象者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 本市事務室における端末操作及びデータ連携 )
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度。

6. 特定個人情報の保管・消去	
<p>保管場所 ※</p>	<p>＜軽自動車税システム、統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合宛名システムのサーバーは庁舎内の管理区域内、他のシステムのサーバーは庁舎外のデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。なお、本市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。</li> <li>・バックアップデータを遠隔地に保管している。(軽自動車税システム及び共通宛名システムのみ)</li> </ul> <p>＜紙、電子記録媒体における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。</li> <li>・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

車両登録台帳

1自治体コード 2車両登録キー 3履歴番号 4サブ履歴番号 5初期登録業務日時 6更新業務日時 7更新システム日時 8更新コンピュータ名 9更新ユーザID 10有効フラグ 11決裁状態 12旧自治体コード 13有効履歴フラグ 14標識番号車種 15標識番号分類 16標識番号カナ 17標識番号番号 18異動年月日 19異動事由コード 20課税コード 21旧課税コード 22管内未納フラグ 23義務者個人番号 24所有権留保コード 25所有者個人番号 26車名 27型式 28年式 29車台番号 30原動機型式 31総排気量 32総排気量単位 33取得事由コード 34取得年月日 35廃車事由コード 36廃車年月日 37譲受者個人番号 38整理番号 39型式認定番号 40定置場郵便番号 41定置場住所コード 42定置場住所 43定置場地番 44定置場方書 45使用者情報 46使用者個人番号 47使用者氏名カナ 48使用者氏名漢字 49使用者入力住所 50使用者方書 51使用者生年月日 52使用者電話番号 53届出者個人番号 54届出者氏名カナ 55届出者氏名漢字 56届出者入力住所 57届出者方書 58届出者生年月日 59届出者電話番号 60届出年月日 61標識返納コード 62未返納コード 63未返納その他 64未返納詳細 65標識返納年月日 66他自標識番号車種 67他自標識番号分類 68他自標識番号分類漢字 69他自標識番号カナ 70他自標識番号カナ漢字 71他自標識番号番号 72他自標識番号表示 73所有形態コード 74所有形態その他 75納税義務者区分 76盗難届届出年月日 77盗難届被害年月日 78盗難届警察 79盗難届交番 80盗難届受理番号 81 総排気量数値 82取得その他 83廃車その他 84修正その他 85処理番号 86初度検査年月 87燃料の種類コード 88税率特例 89軽自動車用用途 90自家用事業用別 91H27燃費基準達成車情報コード 92H32燃費基準達成車情報コード 93重課判定情報 94軽課判定情報 95予備1 96予備2 97予備項目1

課税台帳

1自治体コード 2税目コード 3課税対象年度 4通知書番号 5履歴番号 6サブ履歴番号 7初期登録業務日時 8更新業務日時 9更新システム日時 10更新コンピュータ名 11更新ユーザID 12有効フラグ 13決裁状態 14旧自治体コード 15義務者個人番号 16車両登録キー 17標識番号漢字 18標識番号車種 19標識番号分類 20標識番号カナ 21標識番号番号 22車台番号 23課税コード 24年税額 25減免税額 26賦課税額 27納期1 28課税年度1 29納期限1 30差引税額1 31納期2 32課税年度2 33納期限2 34差引税額2 35納期3 36課税年度3 37納期限3 38差引税額3 39更正年月日 40更正事由コード 41車両履歴番号 42連番 43サブ連番 44処理番号 45更正番号 46決議番号 47初度検査年月 48燃料の種類コード 49経過年数 50税率判定区分 51税率特例





4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含む個人情報のすべてのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の遂行上知り得た内容を他に漏らし、または他の目的に使用しないこと。契約が終了し、または解除された後においても同様とする。</li> <li>・委託業務以外のために仕様書、資料及び成果物に記録されたデータ等を使用しないこと。</li> <li>・本市の指示がある場合を除き、契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は本市の承諾なしに第三者に提供しないこと。</li> <li>・委託業務の実施上知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。</li> <li>・本市から引き渡された個人情報が記録された資料等を本市の承諾なしに複写又は複製しないこと。</li> <li>・委託業務が完了したときは、関連資料等を直ちに返還し、又は引き渡すこと。</li> <li>・契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、指示に従うこと。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は認めていない。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を適用している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを確認し、承認を得ればデータ利用ができる。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<明石市における措置> ・電子計算機、データを含んだ記録媒体の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・厳重に入館・入室管理されたデータセンターにサーバーを設置している。 ・システムのバックアップデータは媒体に格納し、遠隔地に保管している。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには随時パッチ適用を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>		

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;明石市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用事務職員に対し、番号法に基づく、特定個人情報保護に関する研修を年1回実施している。</li> <li>・全ての職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。</li> <li>・委託業者に関しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反校の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul> <p>&lt;軽自動車税課税事務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに配属された職員(非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、任用時及び随時、必要な知識の習得のため研修を実施するとともに、研修資料を保存する。</li> <li>・軽自動車税課税事務関係職員に対し、随時研修・指導を行い、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を図る。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5003
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	明石市総務局税務室市民税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5014
②対応方法	必要に応じて関係部署に照会する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年10月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第9条第1項 別 表第一の第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
平成29年5月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の利用 の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第20 条第6号	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号(特 定個人情報の利用の制限)及び別表第二の第 27項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第20 条	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
平成29年5月29日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長	①財務部税務室市民税課 総務部情報管理課 ②森田 康裕 後藤 省一	①総務局税務室市民税課 総務局総務管理室情報管理課 ②上東 弘明 後藤 省一	事後	重要な変更にあたらないため (組織改正による修正)
平成29年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日予定	42282	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
平成29年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財務部税務室市民税課	総務局税務室市民税課	事後	重要な変更にあたらないため (組織改正による修正)
平成29年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体	市民税課、各市民センター、各サービスコー ナー(証明書業務)	市民税課、あかし総合窓口、各市民センター、 各サービスコーナー(証明書業務)	事後	重要な変更にあたらないため (組織改正による修正)
平成29年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法9条第1項 別表第一15項、63項 番号 法第9条第2項に基づく条例を定める予定	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律9条第1項 別表 第一15項、63項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
平成29年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先1 ②移転先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施、就労 自立給付金の支給、保護に要する費用の返還 又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活に困窮する外国人に対して行う生活保護 法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就 労自立給付金の支給、保護に要する費用の返 還又は徴収金の徴収に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律による支援給付、 配偶者支援金の支給に関する事務	・生活保護法による保護の決定及び実施、就労 自立給付金の支給、保護に要する費用の返還 又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活に困窮する外国人に対して行う生活保護 法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就 労自立給付金の支給、保護に要する費用の返 還又は徴収金の徴収に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律による支援給付、 配偶者支援金の支給に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
平成29年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概 要 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先2	番号法第9条第1項 別表第一16項	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第9条第1項 別 表第一16項	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
平成29年5月29日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	明石市政策部市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel. 078-918-5003	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel. 078-918-5003	事後	重要な変更にあたらないため (組織改正による修正)
平成30年5月8日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	②上東 弘明 後藤 省一	②宮下 俊一 後藤 省一	事後	重要な変更にあたらないため (組織改正による修正)
平成30年5月8日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託の有無	委託する (3件)	委託する (1件)	事後	重要な変更にあたらないため (リスクを軽減させる変更)
平成30年5月8日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託事項2	削除	事後	重要な変更にあたらないため (リスクを軽減させる変更)
平成30年5月8日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託事項3	削除	事後	重要な変更にあたらないため (リスクを軽減させる変更)

令和1年6月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。 ① 原動機付自転車や小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車、再交付)の受付する。 ② 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車に係る報告(登録、変更、廃車)を受受する。 ③ 賦課決定及び更正を行い、納税通知書を出力、送付する。 ④ 減免事由に該当する場合は、減免申請書を受け減免を行う。また、免除事由に該当する場合は、免除を行う。 ⑤ 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、申告済証、廃車証明書を交付する。	軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 ① 原動機付自転車や小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車、再交付)を受け付ける。 ② 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車に係る報告(登録、変更、廃車)を受受する。 ③ 賦課決定及び更正を行い、税額決定通知書を送付する。 ④ 減免事由に該当する場合は、減免申請書を受け減免を行う。また、課税免除事由に該当する場合は、課税免除を行う。 ⑤ 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、申告済証、廃車証明書を交付する。	事後	重要な変更にあたらないため(軽微な文言修正)
令和1年6月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	宮下 俊一 後藤 省一	①課長 ②課長	事後	重要な変更にあたらないため(様式変更による修正)
令和3年6月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 ① 原動機付自転車や小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車、再交付)を受け付ける。 ② 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車に係る報告(登録、変更、廃車)を受受する。 ③ 賦課決定及び更正を行い、税額決定通知書を送付する。 ④ 減免事由に該当する場合は、減免申請書を受け減免を行う。また、課税免除事由に該当する場合は、課税免除を行う。 ⑤ 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、申告済証、廃車証明書を交付する。	軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 ① 原動機付自転車や小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車、再交付)を受け付ける。 ② 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車に係る報告(登録、変更、廃車)を受受する。 ③ 賦課決定及び更正を行い、税額決定通知書を送付する。 ④ 減免事由に該当する場合は、減免申請書を受け減免を行う。また、課税免除事由に該当する場合は、課税免除を行う。 ⑤ 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、申告済証、廃車証明書を交付する。	事後	重要な変更にあたらないため(様式変更による修正)
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	○ 宛名システム等 ○ その他 共通宛名システム、他システム(ホストシステム)	○ 庁内連携システム ○ 宛名システム等	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	① 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ② 情報照会機能 他の情報保有機関に対して、法令に基づいて業務上行われる特定個人情報(連携対象)を照会し、情報照会の状態を管理する機能。 ③ 情報提供機能 他の情報保有機関から受け付けた情報照会に対して、法令に基づいて業務上行われる特定個人情報(連携対象)の情報提供を行い、情報提供の状態を管理する機能。 ④ 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤ 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会及び提供があった時に情報提供等記録を生成し、情報提供等記録を含むアクセス記録を管理する機能。 ⑥ 情報提供データベース管理機能 情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能。 ⑦ データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会内容、情報提供内容、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧ セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化等のセキュリティ管理をする機能。 ⑨ 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員を認証及び職	① 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ② 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③ 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④ 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤ 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥ 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦ データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧ セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した	事前	システム再構築に伴う評価の再実施

令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	① 宛名情報検索機能 住登者及び住登外者の住所、氏名等の内容を検索する機能。 ② 団体内宛名番号(以下「個人コード」という。)付番、登録機能 住登外者に対して、本市で利用する個人コードを付番する機能。各事務システム利用者が必要に応じて住所、氏名等の登録を行い、各事務システムと連携する機能。 ③ 住登外情報修正機能 既に登録のある住登外者の住所、氏名等の情報を修正する機能。 ④ 送付先情報登録機能 各事務における書類送付先等を内容を登録する機能。 ⑤ 個人コード関連付け機能 同一人に対して複数の個人コードが存在する場合、1つの個人コードに情報を関連付ける機能。 ⑥ 個人番号管理機能 個人コードに対する個人番号を管理する機能。	① 宛名情報検索機能 住登者及び住登外者の住所、氏名等の内容を検索する機能。 ② 団体内宛名番号(以下「宛名コード」という。)付番、登録機能 住登外者の住所、氏名等の登録を行った際に、本市で利用する宛名コードを付番、登録する機能。 ③ 住登外情報修正機能 既に登録のある住登外者の住所、氏名等の情報を修正する機能。 ④ 送付先情報登録機能 各事務における書類送付先、特定宛先人(納税管理人、相続人代表者等)の情報を登録・修正する機能。 ⑤ 宛名コード関連付け機能 同一人に対して複数の宛名コードが存在する場合、1つの宛名コードに情報を関連付ける機能。 ⑥ 個人番号管理機能 宛名コードに対する個人番号を管理する機能。 ⑦ 住民基本台帳システム連携機能 住民基本台帳システムで登録・修正された住登者の情報を連携する機能。	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	○ 庁内連携システム ○ 既存住民基本台帳システム ○ 宛名システム等 ○ その他 他システム(ホストシステム)	○ 庁内連携システム ○ 既存住民基本台帳システム ○ 宛名システム等 ○ その他 国民年金システム、学齢簿システム、就学援助システム	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	○ 既存住民基本台帳システム ○ その他 中間サーバー、共通宛名システム、他システム(ホストシステム)、他システム(パッケージシステム)	○ 既存住民基本台帳システム ○ 税務システム ○ その他 中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム)	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	追加	共通基盤システム(庁内連携システムと同義)	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの機能	追加	① 統合データベース機能 各事務システムが共通で参照する業務データの副本を一元管理する機能。 ② データ連携機能 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムによりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 ③ 共通データ管理機能 全庁的に利用する共通データ情報を管理する機能。	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	追加	○ 既存住民基本台帳システム ○ 税務システム ○ その他 各事務システム(パッケージシステム)	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 6. 実施機関における担当部署 ①部署及び②所属長の役職名	①部署 ①総務局税務室市民税課 ②総務局総務管理室情報管理課 ②所属長の役職 ①課長 ②課長	①部署 総務局税務室市民税課 ②所属長の役職 課長	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	3 50項目以上100項目未満	4 100項目以上	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ] 庁内連携システム [O] その他(データ連携(基幹ネットワークシステム)、住民基本台帳ネットワークシステム)	[O] 庁内連携システム [O] その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1	情報システム再構築・運用業務委託	個人市民税等システム構築・運用業務	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 ①委託内容	・軽自動車税システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う軽自動車税システムの改修 ・共通宛名システム、統合宛名システム及び共通連携システムの保守・運用業務	・軽自動車税システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う軽自動車税システムの改修	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通株式会社神戸支社	株式会社日立システムズ 関西支社	事前	システム再構築に伴う評価の再実施

令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が承諾した場合に限る。 ・再委託を行う場合は、当該契約に掲げる個人情報の規定についても再委託先に対しても適用する旨の覚書を締結する。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	軽自動車税システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	軽自動車税課税システムの運用保守業務	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [○] その他 本市事務室における端末操作及びデータ連携(基幹ネットワーク)	[○] 庁内連携システム [○] その他 本市事務室における端末操作	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2 ⑥移転方法	[○] その他 本市事務室における端末操作及びデータ連携(基幹ネットワーク)	[○] その他 本市事務室における端末操作及びデータ連携	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>&lt;軽自動車税システム、統合宛名システム、共通宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバーは、庁舎外のデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。なお、本市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。</li> <li>・バックアップデータを遠隔地に保管している。(軽自動車税システム及び共通宛名システムのみ)</li> </ul> <p>&lt;紙、電子記録媒体における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。</li> <li>・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	<p>&lt;軽自動車税システム、統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合宛名システムのサーバーは庁舎内の管理区域内、他のシステムのサーバーは庁舎外のデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。なお、本市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。</li> <li>・バックアップデータを遠隔地に保管している。(軽自動車税システム及び共通宛名システムのみ)</li> </ul> <p>&lt;紙、電子記録媒体における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。</li> <li>・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	III リスク対策 3. 特定個人情報の利用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスク。 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワードによる認証を行っているため、権限のない者は利用できない。</li> <li>・認証後は、ユーザー毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。</li> <li>・パスワードは定期的に変更している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2要素認証(生体認証とパスワード認証)を行っているため、権限のないものは利用できない。</li> <li>・認証後は、ユーザー毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。</li> <li>・パスワードは定期的に変更している。</li> </ul>	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	III リスク対策 3. 特定個人情報の利用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスク その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動や権限変更があった場合は、書面に管理者が決裁し、ホストシステムに反映している。</li> <li>・端末操作資格者のアクセス可能機能の権限一覧表を作成している。</li> <li>・端末から検索、更新した際のアクセスログを記録し、10年間保存している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動や権限変更があった場合は、書面に管理者が決裁し、システムに反映している。</li> <li>・端末操作資格者のアクセス可能機能の権限一覧表を作成している。</li> <li>・端末から検索、更新した際のアクセスログを記録し、保存している。</li> </ul>	事前	システム再構築に伴う評価の再実施

<p>令和3年5月10日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ・番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。  &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ・番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。  &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一括し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>事前</p>	<p>システム再構築に伴う評価の再実施</p>
<p>令和3年5月10日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。  &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。  &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事前</p>	<p>システム再構築に伴う評価の再実施</p>
<p>令和3年5月10日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>&lt;共通宛名システムにおける措置&gt; ・住登外者のうち最終更新日から5年経過した者で、各事務において使用されていない者を年に1度削除する。  &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>システム再構築に伴う評価の再実施</p>

令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 9 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;明石市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</li> </ul> <p>&lt;軽自動車税課税事務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに配属された職員(非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、任用時及び随時、必要な知識の習得のため研修を実施するとともに、研修資料を保存する。</li> <li>・軽自動車税課税事務関係職員に対し、随時研修・指導を行い、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を図る。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	<p>&lt;明石市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用事務職員に対し、番号法に基づく、特定個人情報保護に関する研修を年1回実施している。</li> <li>・全ての職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。</li> <li>・委託業者に関しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</li> </ul> <p>&lt;軽自動車税課税事務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに配属された職員(非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、任用時及び随時、必要な知識の習得のため研修を実施するとともに、研修資料を保存する。</li> <li>・軽自動車税課税事務関係職員に対し、随時研修・指導を行い、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を図る。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul>	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅴ 評価実施手続き ①実施日	平成27年5月22日	令和3年2月1日	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	(別添1)ファイル記録項目	<p>&lt;賦課関係&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ロケーションキー、2 調定年度、3 課税年度、4 車両一連番号、5 減免コード、6 非課税コード、7 特別税率コード、(課税内容) 8 期別、9 税額、10 納期限、11 調定年月日、(定置場所) 12 定置場所コード、(住所) 13 住所コード、14 番地区分、15 番地1、16 番地2、17 番地3、18 異動事由、19 処理年月日、20 対象処理年月、21 課税取消FLG、22 空白</li> </ol> <p>&lt;車両関係&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車両一連番号、2 最新個人コード、3 車種コード、(標識番号) 4 標識前2桁、5 標識コード、6 標識中3桁、7 標識カナ、8 標識後5桁、(車台項目) 9 車名コード、10 型式、11 車台番号、(排気量) 12 排気量コード、13 排気量、14 取得年月日、15 廃車年月日、16 抹消コード、(減免欄) 17 減免コード、18 減免開始年、19 減免終了年、(非課税欄) 20 非課税コード、21 非課税開始年、22 非課税終了年、23 特別税率コード、24 異動事由、25 処理年月日、(空白) 26 型式、27 車台番号</li> </ol> <p>&lt;宛名関係&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所</li> </ol>	<p>車両登録情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1自治体コード 2車両登録キー 3履歴番号 4サブ履歴番号 5初期登録業務日時 6更新業務日時 7更新システム日時 8更新コンピュータ名 9更新ユーザID 10有効フラグ 11決裁状態 12旧自治体コード 13有効履歴フラグ 14標識番号車種 15標識番号分類 16標識番号カナ 17標識番号番号 18異動年月日 19異動事由コード 20課税コード 21旧課税コード 22管内未納フラグ 23義務者個人番号 24所有権留保コード 25所有者個人番号26車名 27型式 28年式 29車台番号 30原動機型式 31総排気量 32総排気量単位 33取得事由コード 34取得年月日 35廃車事由コード 36廃車年月日 37譲受者個人番号 38整理番号 39型式認定番号 40定置場郵便番号 41定置場住所コード 42定置場所住所 43定置場番地番 44定置場方書 45使用者情報 46使用者個人番号 47使用者氏名カナ 48使用者氏名漢字 49使用者入力住所 50使用者方書 51使用者生年月日 52使用者電話番号 53届出者個人番号 54届出者氏名カナ 55届出者氏名漢字 56届出者入力住所 57届出者方書 58届出者生年月日 59届出者電話番号 60届出年月日 61標識返納コード 62未返納コード 63未返納その他 64未返納詳細 65標識返納年月日 66他自標識番号車種 67他自標識番号分類 68他自標識番号分類漢字 69他自標識番号カナ 70他自標識番号カナ漢字 71他自標識番号番号 72他自標識番号表示 73所有形態コード 74所有形態その他 75納税義務者区分 76盗難届届出年月日 77盗難届被害年月日 78盗難届警察 79盗難届交番 80盗難届受理番号 81 総排気量数値 82取得その他 83廃車その他 84修正その他 85処理番号 86初度検査年月 87燃料の種類コード 88税率特別 89軽自動車用用途 90自家用事業用別 91H27燃費基準達成率情報コード 92H27燃費</li> </ol>	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年11月30日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の利用の制限)及び別表第二の第27項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	重要な変更にあたらなため(軽微な修正)
令和3年11月30日	Ⅴ 評価実施手続き ①実施日	令和3年2月1日	令和3年10月1日	事後	重要な変更にあたらなため(軽微な修正)
令和5年8月16日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ② 請求方法	明石市個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	法改正に伴う修正
令和6年8月9日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の第16項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>	事後	軽微な修正(法改正に伴うもの)

令和6年8月9日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律9条第1項 別表第一15項、63項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番23、項番95	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一16項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)